

別表1 悪性新生物の範囲

分類項目	基本分類番号
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	C 0 0 ~ C 1 4
消化器の悪性新生物	C 1 5 ~ C 2 6
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物	C 3 0 ~ C 3 9
骨及び関節軟骨の悪性新生物	C 4 0 ・ C 4 1
皮膚の黒色腫及びその他の悪性新生物	C 4 3 ・ C 4 4
中皮及び軟部組織の悪性新生物	C 4 5 ~ C 4 9
乳房の悪性新生物	C 5 0
女性性器の悪性新生物	C 5 1 ~ C 5 8
男性性器の悪性新生物	C 6 0 ~ C 6 3
尿路の悪性新生物	C 6 4 ~ C 6 8
眼、脳及び中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C 6 9 ~ C 7 2
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物	C 7 3 ~ C 7 5
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物	C 7 6 ~ C 8 0
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	C 8 1 ~ C 9 6
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 9 7

1. 悪性新生物とは悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病をいい、かつ平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」に掲載された分類項目中、基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。
2. 悪性新生物の診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により行われるものとします。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
3. 重要な関係があると医師が判断した一連の悪性新生物は、病名を異にする場合であっても、これを同一の悪性新生物として取り扱います。